

1 学校給食における食物アレルギー対応の基本方針（稲沢市）

食物アレルギーを有する児童生徒にも学校給食を提供します。そのためにも安全性を最優先とし、以下の5点を学校給食における食物アレルギー対応の基本とし、市教育委員会は学校に対して支援・指導を行います。

- (1) 食物アレルギーと医師から診断され、家庭でも食事制限をしている児童生徒を対象とします。

年1回、「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の提出を必須とします。

- (2) 除去食対応のみとし、実施対応食品は、特定原材料9品目（卵・乳・小麦・えび・かに・落花生（ピーナッツ）・そば・くるみ・カシューナッツ）とします。【本市では、「落花生（ピーナッツ）・そば・くるみ・カシューナッツ」を給食では提供しません。オキアミはえびとみなします。】

特定原材料9品目以外の食品については、無配膳対応とします。

- ① 基本的には、アレルゲンとなる食品を提供するかしないかの二者択一とします。

ア 少量可・加工品可などの多段階対応はしません。

（例）アレルゲンが卵の場合

卵成分が入っているドレッシングは、食べられると保護者から申し出があっても学校給食では提供しません。

（例）アレルゲンが魚の場合

練り製品やかつお節などの加工品は食べられる場合も、学校給食では提供しません。（魚種が特定されている場合は除きます）

イ パン・麺・飲用牛乳のみ欠食（無配膳）の場合

学校生活管理指導表の「学校生活上の留意点、F、その他の配慮・管理事項（自由記載）」に医師の記載がある場合のみ対応します。ただし、飲用牛乳については、アレルギーとは別の理由で飲めない子どもがいる場合、アレルギー面談の面談者に準じて面談若しくは診断書提出の上「学校生活管理指導表」が提出されなくても、欠食を認めます。診断書は小学校6年間、中学校3年間有効とし、面談の場合は毎年行うこととします。

※給食費 飲用牛乳・主食の欠食は給食費から返金します。

ウ 一つの料理の材料に複数の除去対象がある場合は、その全てを除去した料理を調理し、除去食を提供している全ての児童生徒に提供します。

（例）八宝菜（アレルゲン うずら卵・えびの場合）

卵アレルギー児童—A えびアレルギー児童—B

児童A B共に、うずら卵とえびを除去したものを提供

- ② よく洗った調理器具の微量残留や離れた場所の粉の飛散等、微量での発症の危険がある場合は給食を提供しません。（弁当持参）
- ③ 調味料・だし・添加物等に含まれる微量のアレルゲンや注意喚起表記程度の量で発症の危険がある場合は給食を提供しません。（弁当持参）
- ④ 共同調理場において1施設内で2献立以上を実施することによってコンタミネーションによる発症の危険がある場合は給食を提供しません。（弁当持参）

※ コンタミネーション：食品を生産する際に、原材料としては使用していないにもかかわらず、特定原材料が意図せずに混入してしまう場合をいいます。

- (3) 対応の具体的方法については、保護者面談を行い、調理施設の調理能力等を考慮した上で「校内

委員会」で決定します。毎年、提出された「学校生活管理指導表」を基に保護者面談を行い、アレルギー症状の経過を踏まえた上で翌年の対応を協議します。対応給食については、保護者との情報交換を基にして関係職員で共有することで安全性を確保します。詳しい献立表、代替食持参が必要な場合も、「学校生活管理指導表」の提出を求めます。

- (4) アレルギー症状が重く安全管理に不安がある場合や、アレルゲンを含む食品を取り除くと献立として成り立たない場合は、完全弁当や一部弁当持参などへの協力を依頼します。
- (5) 食物アレルギーを有する児童生徒にも学校給食を提供するために、安全性の確保の観点から、学校及び調理場の施設、人員等の環境整備を図ります。

2 学校給食における食物アレルギー対応等の内容

対 応 等	内 容
学校給食食物アレルギー対応確認表（献立表）（様式10）の配布	学校給食における食物アレルギー対応を行う場合（無配膳対応・除去食提供対応・一部弁当持参・完全弁当持参）には全て配布 食物アレルギーを有する児童生徒の毎日の給食について配膳及び弁当の有無や除去食の有無を確認する
無配膳対応	主食、飲用牛乳、副食においてアレルゲンを含むものについては配膳しない対応（除去食提供がない場合は無配膳対応となる）
除去食対応	アレルゲンを含む食品を加えない料理を提供する対応
一部弁当持参	除去食による食物アレルギー対応ができないことにより、提供されない（無配膳となる）主食・飲用牛乳・副食を持参するもの
完全弁当持参	学校給食の提供が困難である対象者において、毎日弁当を持参するもの ※調味料・だし・添加物等に含まれる微量のアレルゲンや注意喚起表記（食品表示法）程度の量のアレルゲンの混入でアレルギー症状を発症する、又は原因食品が多品目等の場合

3 学校給食における食物アレルギー対応の流れ

（１）対応の確認(情報の提供)

- 
- ① 新一年生児童（小学校）は「就学時保健調査票」（様式1）及び「食物アレルギーに関する調査」（様式2）によって食物アレルギーの有無を確認します。
 - ② 新一年生生徒（中学校）は「食物アレルギーに関する調査」（様式2）によって食物アレルギーの有無を確認します。
 - ③ 新規発症した場合、もしくは転入生は、様式2で確認します。

（２）対象となる児童生徒の保護者への「学校生活管理指導表」及び「食物アレルギー対応申請書」（様式6-1）の配付と提出



学校給食における食物アレルギー対応は医師の診断を基礎とします。このため、個別面談に向けて、学校における食物アレルギーの対応を希望する保護者には「学校生活管理指導表」及び「食物アレルギー対応申請書」（新規・継続）（様式6-1）に「学校における食物アレルギーへの対応」（様式11）を添えて配付し、提出を求めます。また、新一年生児童の場合は、入学前の通園施設と連携をとる場合もあります。

※ 進級時（継続）の場合は（2）からの対応になります。面談に間に合うように「学校生活管理指導表」及び「食物アレルギー対応申請書」（新規・継続）（様式6-1）の提出を求めます。

※ エピペンを学校に持参する場合は「アドレナリン自己注射薬（エピペン®）に関する依頼書」（様式7）を配付し、提出を求めます。

（3）個別面談



個別面談のねらいは、対象の児童生徒と保護者の情報を詳細に得ること、申請内容を正しく把握すること、そして保護者に学校給食の提供までの流れや学校及び調理場の現状を理解していただくことです。面談では事前情報の不足分を詳細に聴取し補います。

面談内容 ※「学校生活管理指導表」に基づいて面談を行います。

様式5-1に記録し、様式5-2を毎年全ての保護者に配付します。

保護者に対し、学校に提出する各書類の写し（「学校生活管理指導表」・「食物アレルギー対応申請書」（新規・継続）（様式6-1）・「アドレナリン自己注射薬（エピペン®）に関する依頼書」（様式7））を渡します。

- ① 食べられない食品や個別の症状などを詳しくお知らせください。
 - ・「学校生活管理指導表」に基づき、アレルギーとなる原因食品（アレルゲン）の範囲を明確にします。（アレルギーを起こす量や加熱の有無、加工食品、調味料等に含まれる微量の食品に対するアレルギー反応等について）
 - ・アレルギーの原因食品を喫食したときの症状
 - ・過去に除去を行い、現在は喫食可能な食品があるか
 - ・幼稚園や保育園での対応について（小学1年生の場合）
 - ・家庭での食事の内容、摂取方法等（家庭で使用している調味料の確認等）
 - ・運動で症状を発症したことがあるか
 - ・アナフィラキシーショックの経験があるか
 - ・学校に携帯する薬剤の有無及び使用歴の有無（アドレナリン自己注射薬（エピペン®）を含む）及び取り扱いや保管場所等について
- ② 献立内容、使用食品等、学校給食で対応できる範囲を説明
 - ※ 学校給食における食物アレルギー対応の基本方針（1ページ）に基づいて対応します。
- ③ 具体的な対応内容（無配膳・除去食・一部弁当持参・完全弁当持参）
- ④ 給食費の説明（返金の対象の有無）
- ⑤ 給食以外の教育活動における留意点

⑥ 緊急時の対応等

※ 救急搬送の時に、円滑な対応ができるよう、「学校生活管理指導表」の写しを、救急隊員を通して、受入先の医療機関へ渡すことについて同意を得ます。

⑦ 「学校生活管理指導表」の内容等について、教職員全員で情報共有することの同意

※ 進級時（継続）の場合も次年度に向けて面談を行います。

（４）面談調書の作成

校内で、面談記録票で得られた情報をまとめます。

（５）対応実施の決定

「校内委員会」で対象となる児童生徒ごとの対応を検討・決定します。

※ ４月の給食開始に間に合うように、前年度中に次年度の対応実施の決定をします。

（６）対応方法の確認と教職員の共通理解（最終調整と情報の共有）

校内で、個別に「食物アレルギー個別の取組プラン」（様式８）及び「緊急時個別対応マニュアル」（様式９）を作成し、その内容を全教職員で共通理解を図ります。

保護者へ決定内容を通知し、対応の詳細について同意を得ます。

必要に応じて、更に保護者と具体的な確認、調整を行います。

（７）対応の開始

安全に学校給食を提供できる体制を保護者とともに最終確認し、対応を開始します。

献立内容や食品の原材料を確認し、誤食のないように万全の準備を日々心がけます。

① 「来月の献立確認について（お願い）」（様式４－１）、「献立材料一覧表」（様式４－２）や原材料配合表など必要な情報を家庭に提供します。

② 具体的に喫食不可能な食品について日々確認します。

※ 「学校給食食物アレルギー対応確認表（献立表）」（様式１０－１、１０－２）を基に保護者に対応を希望するものに印をつけてもらい、クラスに周知し、誤配・誤食が起きないように注意します。

（８）対応の変更等

年度途中で変更・中止する場合、または年度替わりで中止する場合は、「食物アレルギー対応申請書」（変更、中止）（様式６－２、６－３）の提出を依頼します。

解除の場合、学校での管理はしません。例）おかわりのみ禁止等